

#### (口) インターネットバンキングやA T Mを利用した電子納税

インターネットバンキング口座やA T Mから納付する方法です。

#### (ハ) クレジットカード納付

専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法です。

(注)1 納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)。

2 納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

#### (ニ) スマホアプリ納付

e-Tax で申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「○○P a y」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法です。

(注)1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

2 事前にスマホ決済アプリの残高のチャージが必要です。

### □ 現金納付

#### (イ) QRコードによるコンビニエンスストアでの納付

国税庁ホームページから、ご自身で納付情報のQRコードを作成し、コンビニエンスストアにて現金で納付する方法です。

(注)1 納付税額が30万円以下の方が納付するための手續です。

2 「QRコード」は、株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

#### (ロ) 金融機関又は税務署の窓口での納付

金融機関又は所轄の税務署の窓口にて現金で納付する方法です。

(注)1 金融機関等での窓口納付を行う場合は、所轄の税務署管内の金融機関又は税務署に用意してある納付書を使用してください。

なお、金融機関の窓口には納付書を備え付けていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

2 納付書の記入方法は、納付書の裏面を参照してください。また、住所、氏名、税額、申告書を提出した税務署名など、必要事項の記入漏れがないよう、ご注意ください。

3 所轄の税務署の窓口で納付する場合、受付時間が税務署によって異なりますので、ご注意ください。

#### (3) 贈与税の延納制度

贈与税は、納期限までに金銭で一時に納付することが原則ですが、納期限までに金銭で納付することが困難な事由がある場合で、延納税額（利子税の額を含みます。）に相当する担保を提供するなど一定の要件を満たしているときには、延納制度がご利用できます。

なお、延納の詳しい内容については、国税庁ホームページに掲載している「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

※ 贈与を受けた人が贈与税を納められないような場合には、財産を贈与した人に、贈与した財産の価額に相当する金額を限度として、贈与税を連帯して納付していただくことになります。

### 4 贈与税の申告に誤りがある場合

#### (1) 誤って少なく申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、申告をしなかった財産や、評価の誤りなどがあったため、課税価格や税額が少なかったことなどに気付いたときは、原則として、前に提出した贈与税の申告書に記載した課税価格や税額等を修正する修正申告書を提出することができます。

なお、修正申告書の提出により納付することとなる税額には、加算税及び延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

#### (2) 誤って多く申告した場合

贈与税の申告書を提出した後に、上記(1)とは反対に計算や評価の誤りなどで課税価格や税額が多過ぎたことなどに気付いたときは、贈与税の申告書の提出期限から一定の期間に限り、誤っていた課税価格や税額等を正当な課税価格や税額等に直すために、更正の請求をすることができます。

詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。